

陳 情 文 書 表 (2 5 - 3 - その 2)

- 1 受理番号 陳情第8号 令和6年8月20日受理
- 2 件 名 再生資源物の屋外保管に関する条例の制定を求める陳情
- 3 陳 情 者 住 所 君津市君津台2-1-6
団体名 君津台南地区自治会
氏 名 会長 山崎 修一

4 趣 旨

金属スクラップ等の再生資源物を屋外で保管する事業（いわゆるスクラップヤード）に関しては、火災、騒音、振動、粉塵、悪臭、油の流出など、地域の生活環境や安全に深刻な影響を及ぼす事例が県内各地で報告されています。こうした問題に対して、袖ヶ浦市や千葉市などでは、独自の条例により屋外保管事業場の立地や保管方法を規制し、周辺住民の安全・安心の確保に取り組んでいます。

千葉、袖ヶ浦両市を除く地域には、県の定めた条例「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」が適用されますが、残念ながら同条例には立地制限要件が無いため、理論上、住宅に隣接したヤード等の立地が可能となっています。

今回、君津市坂田地区（君津駅から500-600mの距離の第1種低層住居専用地域内の住宅からの距離30m）にヤード事業計画が提出され、近隣住民に大きな不安をもたらしたことは、県条例の規定が不十分なことを示しています。

本年7月末から8月初めに、君津台住民に対する事業者側からの住民説明会が実施され、対象区域内の過半数の居住者が参加しました。しかしながら、説明によっても住民の不安は全く解消されることはなく、事業者に対して厳しい意見が多数出されました。

君津台南地区自治会としても6月、7月、8月の役員・班長会議においてこの問題を議論し、自治会として当該金属スクラップヤードの建設に反対してゆくことを確認しました。

陳情の項目

再生資源物の屋外保管に関し、立地要件、特に住宅からの距離要件（住宅等からの距離が100m以上）を定めた君津市の条例を、早期に制定していただきますよう、市議会として関係機関に対して働きかけていただくことをお願いします。

5 付託委員会 建設経済常任委員会